

18日玩協第1325号  
平成19年1月26日

S Tマーク使用許諾契約者各位

社団法人日本玩具協会  
会長 戸所 正敏  
(会長印省略)

「お風呂で使用する座れる浮輪」のS T検査対象外とする件について

皆様には、日頃、当協会のS Tマーク事業の推進につきご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年11月、小児科の医師より、S Tマーク付商品「お風呂で使用する座れる浮輪(足入れ構造のもの)」について、「9ヶ月の子どもが使用していた際、保護者が身体を洗うため少し目を離したすきに当該浮輪から落ちて溺れた」(現在のところ後遺症なし)との事故情報の提供がありました。

これを受け、当協会の安全環境委員会・S T判定会議(平成18年11月30日開催)にて検討した結果、「月齢3ヶ月以上の乳幼児を対象として風呂で使用することを意図した当該商品は、S Tの対象外とする(ただし、プールなどで遊びに使用するものは「玩具」として、これまでとおりS T対象とする)」こととなりました。

これは、「キャラクターが付いているなど玩具性があり、従って玩具に該当しS T対象商品とすることができる商品であったとしても、当該商品は親の目が行き届かない状況での使用を想定したものであり、製品規格のみで安全を図ることが困難な商品(すなわち、S T基準のみで玩具安全を確保できない商品)であるので、S Tマークの対象とするのには馴染まない」ことを確認し、上記の判断をしております。

つきましては、「乳幼児を風呂に入れることを意図した当該品のような商品については、以後のS T申請は受理しない(既にS Tを取得している商品はS T検査の有効期間内まではそのままとするが、更新はしない)」こととしますので、宜しくお願い致します。

追伸

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田 03-3829-2513)までお問合せ願います。